
■大分県消費生活審議会を開催しました

令和2年1月21日（火）に第54回大分県消費生活審議会「消費者教育部会」を開催しました。8名の委員の出席のもと、活発な議論を行いました。

1 議事

（1）消費者教育に係る取組状況について

- ① 消費者教育・啓発講座等開催状況
- ② アイネス夏休み講座の実施状況
- ③ 関係機関等との協議状況
- ④ 「社会への扉」活用状況

（2）来年度の取組について

- ・高齢者に対するエシカル消費の普及について

2 主な意見等

- ・「社会への扉」について、生徒の指導を行っている先生方の意見を聞いた方がよい。
- ・専業主婦やパート勤務者など、職場での研修を受けるような機会の少ない人のために、PTA の研修などの中で、消費者教育を行うようなことはできないか。
- ・（上記の意見について）PTA の家庭教育部会を活用するとよい。
- ・高齢者の中には、閉じこもりに近い人もいるので、そのような人を掘り起こすような取組も必要である。
- ・高齢者には「エシカル消費」は難しい。身近な「ゴミ問題」などから取りかかるほうがよい。
- ・小中学校は環境教育に熱心であるから、そこに絡めて消費者教育を推進する。子どもから祖父母（高齢者）に情報が伝われば、浸透するのではないか。

参考：https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/4039_2719645_misc.pdf

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）